



令和3年福島県沖を震源とする地震 関連情報
被災者生活再建支援金の
申請受付を開始しました



ターゲット 13.1

令和3年4月16日
郡山市保健福祉部
保健福祉総務課
担当：穴澤 直子
TEL：924-3822

SDGs ターゲット 13.1 「気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する」

令和3年4月15日、福島県の区域内において、被災者生活再建支援法が適用されたことを受け、支援金（災害で住宅が被災した世帯に対し、被害の程度や住宅の再建方法に応じて支給となるもの）の申請受付を開始しました。

1 支給対象者

居住する住宅が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」のり災証明を受けた方

※以下の両方を満たした場合は、「全壊」とみなされる。

- ・住宅が「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」のり災証明を受けた方や敷地に被害が生じた方
- ・そのままにしておく危険又は修理に多額の経費を要するため、「住宅を解体」した方

2 被災者生活支援金支給額 ※単身世帯への支給額は、下記金額の3/4になる。

区分	基礎支援金 [1] (住宅の被災程度)	加算支援金 [2] (住宅の再建方法)		最大支給額 [1] + [2]
全壊 半壊解体 敷地被害解体	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借	50万円	100万円
中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借	25万円	25万円

3 手続き（被災者⇒市⇒県⇒（公財）都道府県センター）

り災証明書の郵送時に同封する申請書に以下の書類を添えて、郵送又は保健福祉総務課窓口へ提出。その後、市から県に進達した書類を（公財）都道府県センターが審査し、認定後に支給される。

- ・り災証明書（居住者用）
- ・被災状況、世帯情報の調査に関する同意書
- ・預金通帳の写し
- ・滅失登記簿謄本又は解体証明書（「半壊解体」及び「敷地被害解体」の場合のみ）
- ・住民票及び居住の実態が確認できる書類（り災場所に住民票がない場合のみ）
- ・契約書等の写し（加算支援金を申請する方のみ）

4 申請期限 【基礎支援金】令和4年(2022年)3月12日

【加算支援金】令和6年(2024年)3月12日